

〇〇年 〇月 〇日

法務大臣 殿

届出者 許可番号第〇〇〇番

郵便番号 ***-****

住 所 東京都千代田区霞が関一丁目〇番〇号

電話番号 (**) ****-****

商 号 〇〇債権回収株式会社

代表者の氏名 〇〇 〇〇

変更等届出書

下記の事項について変更等がありましたので、債権管理回収業に関する特別措置法第7条第1項の規定により届け出ます。

記

年 月 日	事 項
〇〇年〇月〇日	【役員等が、新たに事業を営む者の使用人となり、又は他の法人の役員若しくは使用人となったとき】 氏名 〇〇 〇〇 兼職状況 △△株式会社 東京都千代田区霞が関一丁目△番△号 消費者向け貸金業（6411）

○注意事項○

・変更等届出書の提出要否を判断するに当たり疑義があるものについては、債権回収監督係にお問い合わせください。なお、以下に問い合わせが多い例について紹介します。

1. 変更等届出書の提出が必要なとき

- ・株式会社の執行役員（名目的なものも含む）に就任したとき
- ・法テラスの所長や副所長に就任したとき
- ・業界団体（法人・事業体）の理事に就任したとき
- ・株式会社の清算人に就任したとき
- ・特定非営利活動法人の理事に就任したとき

2. 変更等届出書の提出が不要なとき

- ・国や都道府県の委員会や審議会の委員に就任したとき
- ・株式会社の破産管財人に就任したとき
- ・株式会社の補欠役員に就任したとき
- ・弁護士として株式会社から委任を受けたとき（役員や使用人となる場合を除く）